明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五四）　一
〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一五八五、一五八六）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　二
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人経済産業研究所令和二年度財務諸表、独立行政法人奄美群島振興開発基金令和二事業年度財務諸表、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係　五一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　六一
会社その他
会社決算公告　六三
六会

省令

○農林水産省令第五十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　赤羽　一嘉